

2022年度 いじめの防止等のための基本的な方針

浜松市立富塚西小学校

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どこの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめを許さない集団、いじめをさせない学校をつくるため、「浜松市立富塚西小学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を策定した。

この方針は、「いじめの防止」「早期発見」「いじめへの対応」の取組について示したものである。

2 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

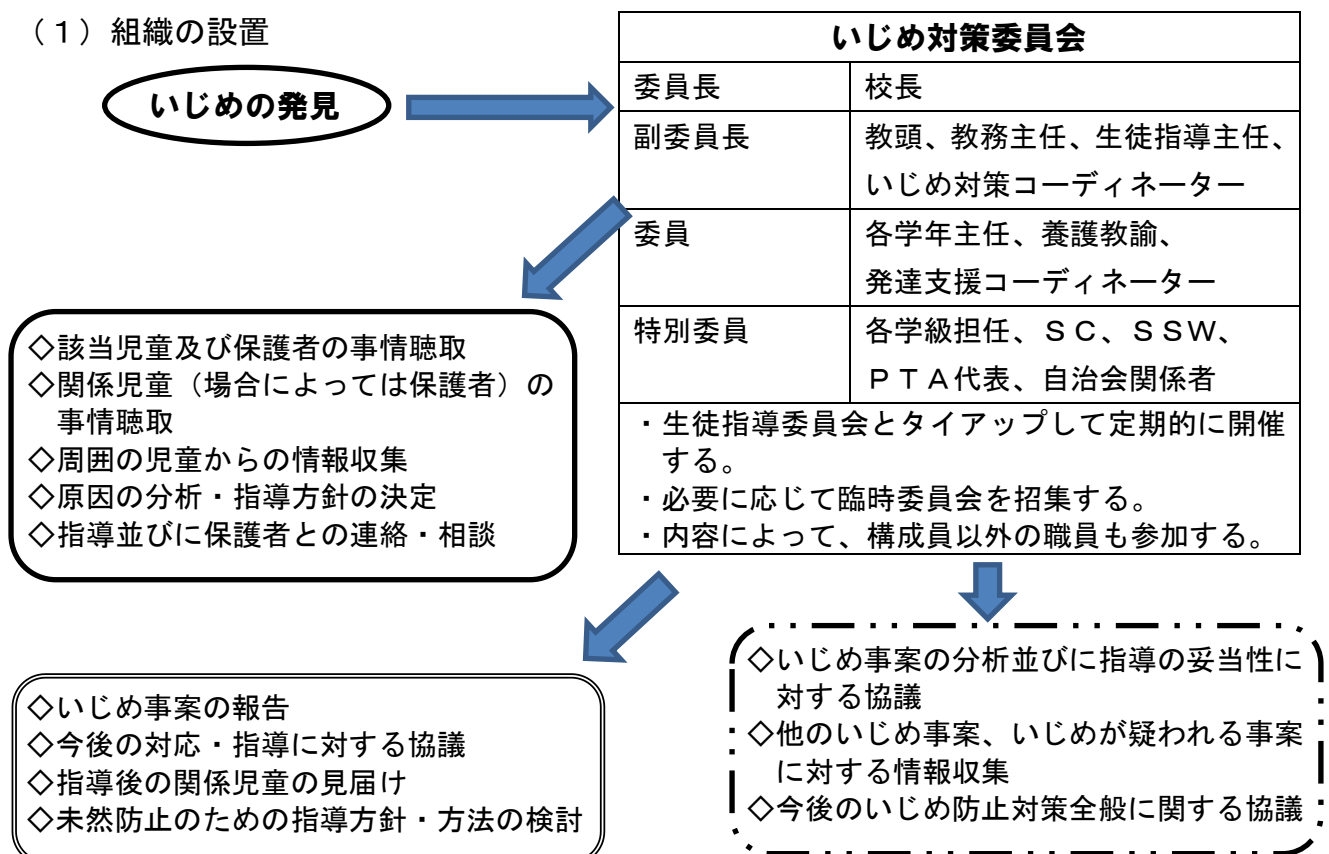
- (1) 「いじめは絶対に許されない」という認識をもち、見過ごさない体制づくりに努める。
- (2) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に組織的に対応する。
- (3) 児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめ問題について保護者・地域・関係機関と連携して対応する。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【「いじめ防止対策推進法」第2条】

4 いじめの防止等の対策

(1) 組織の設置



(2) 実態

① 学期末に行っているアンケート結果より（2021年度）

ア「学校は楽しいですか。」

- 約96%の子供が「楽しい」「だいたい楽しい」と感じている。
- 「あまり楽しくない」「楽しくない」と答えている子供の中には、友達とのトラブルが原因である子供もいる。
- 「だいたい楽しい」と答えている子供の中にも、「楽しい」とならない理由として友達関係を挙げている子供もいる。

イ「学校生活で困っていることや心配していることはありますか。」

- 「ある」子供が1学期14%から2学期9%に減っている。
- 「ある」と答えた子供には、担任が事情を聞きとり、早めの対応をしている。

ウ「誰かに相談していますか。」

- 相談している子供は、約5割だった。
- 困っていることがないので、「相談していない」と答える子供も多い。
- 「家族」「先生」「友達」などが多い。
- 困ったときには相談することを意識させていきたい。

エ「あなたの周りの中で、学校生活のことで困っている人がいますか。」

- 約4%の子供が答えている。
- 答えてくれた子供には、担任が聞き取りをして事情を確認している。状況に応じて該当者への指導をし、早めの対応を心がけている。

② いじめ問題への取組の総点検より

- 職員のアンケートでは、昨年度よりほとんどの項目で数値が上がっている。
- 昨年度より数値が下がっている項目は、「組織体制」（教職員間の共通理解 4.59、いじめ対策委員会の開催 4.82、基本方針の見直し 4.41）「教育指導」（子ども自身がいじめを考えることができる場を設けている 4.47、正義感をもたせる指導 4.65）であった。（満点5点）
- 毎年「PTA・地域との連携」の数値が、他の項目に比べ低い。平均4.56
コロナ感染症もあり、保護者や地域との連携が取りにくい現状もある。
- 「組織・体制」について
 - ・校内で研修する機会を設け、共通理解を図る。（いじめ対策コーディネーターが中心となり情報の共有化をすすめる）
 - ・担任が抱え込まないように、いじめ対策コーディネーターを中心として、学年・学校体制で取り組んでいく。
- 「教育指導」
 - ・道徳、学級活動等でいじめについて、児童自身が自分を振り返りながら考える時間を十分に確保する。
 - ・子供たちの意見をもとに、学級会や代表委員会の議題として取り上げて話し合いの場を設定していく。
- 「問題発見」について
 - ・毎月のアンケートをもとに児童理解を図る。
 - ・いじめに限らず児童についての情報収集に努める。
- 「問題対応」について

- ・ささいなことでも担任だけで受け流さずに、事実を確認したり学年で相談したりして丁寧に対応することを心掛ける。
- ・今以上に、子供との良好な関係づくりをし、児童理解につとめる。
- 「PTA・地域との連携」について
 - ・保護者からの情報を大切にするとともに、連絡を取り合い、連携をしていく。
 - ・アンケートの結果や具体的な取り組みを「学校いじめ防止基本方針」を載せ、ホームページなどで公開していく。

(3) いじめの未然防止

① よりよい学校生活の在り方を考える特別活動

- 学級活動、児童会活動において、学校生活の諸問題を児童が話し合いで解決しようとする場を設ける。
- 児童会活動、学校行事を通して、友達と一緒に活動することの楽しさを体感させたり、自分の役割を果たす充足感を味わったりできるように努める。
- 異年齢の児童と関わるペア活動を設定し、下学年の児童を慈しんだり、上学年の児童を敬ったりする気持ちをもたせる。

② 他者を思いやる心を育てる道徳教育

- 道徳の授業では、導入、展開、終末のそれぞれの段階での発問を精選し、思考を深める活動を工夫したり、自らを見つめ、道徳的価値を考えたりするなど互いによりよく生きようとする心を育てる。
- すべての教育活動を通して、「生き方」を考えさせたり、「心」を耕させたりするように努め、「いじめは絶対に許されないことである」という意識をもたせる。
- 「富西小よい子の約束」に明記してある「相手を思いやる温かい言葉（ふわふわ言葉）」の指導を職員が共通理解のもと行う。
- 「にこにこカード」に友達のよいところを書いて知らせる活動を通して、自分や友達のよさを認め合う思いやりの気持ちを育てるとともに、自己肯定感を高める。

③ 中学校区の実践（キャリア教育を推進する）

- 道徳的価値項目「生命尊重・思いやり・強い意志」について富塚中学校区の小中3校で連携をして指導を行い、9年間を見通した教育活動を推進する。
- 児童生徒の実態や課題を研修会等で共有する。

④ 教員の指導力の向上

- 一人一人の児童が、他者との関わりの中で自分と友達の成長が互いに確かめられるような指導場面を設定する。
- 「学習のやくそく」の定着を図り、自分の考えをはっきりと伝えたり、友達の考えをしっかりと聴いたりすることができるようにし、互いの考えの違いを認め合える人間関係づくりをする。
- 授業や学級・学年の諸活動において様々な児童が活躍できる場を設定し、児童一人一人が存在感や有用感を味わうことができるように配慮する。
- 集団生活の中で互いによりよく生きていくために、相手の気持ちを思いやるとともに、きまりの意味を考え、それを守っていこうとする気持ちを育てる。

⑤ 保護者・地域との連携

○情報の公開

学校便り、学年便りで学校での児童の様子を伝えるとともに、いじめ防止に関する学校の考え方や取り組みを伝えていく。また、ホームページ、各種便りや学校での児童の様子を公開することで、地域の方にも、学校の教育活動やいじめ防止に関する考え方や取り組みを知ることができるようにする。

○地域訪問・懇談会・三者面談等

地域訪問・懇談会・三者面談では、保護者にいじめ防止に関する学校・学級の考え方や取り組みを伝え、意見交換をする。特に三者面談においては、一人一人の児童についていじめの有無を確かめ、保護者の不安や悩みを受容的に受け止めるようにする。

○地域の方々との連携

学校行事や地域公開日には学校での児童の様子をみていただき、学校での教育活動、いじめ防止に関する考え方や取り組みを伝え、地域での児童の様子を観察や声掛け、情報収集への協力を呼び掛ける。

(4) いじめの早期発見

① 児童の実態把握

- 授業、学校での諸活動の中で、児童の様子を観察したり、児童の日記や様々な提出物・作品での児童の変化に気を配ったりするように努める。
- 学級担任と養護教諭との連携を密にし、欠席の多い児童、体調不良を頻繁に訴える児童の把握に努め、いじめ事案との関連に目を配る。
- 月末と学期末の「にこにこアンケート」から、表面化していない児童の悩みや人間関係に対応をしていく。いじめにつながる要因については、個々の児童と面談する中でいじめ防止に向けての指導をする。

② 相談体制の充実

<いじめ事案関係児童及び保護者への相談>

- いじめ事案の早期解決に向けて、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、受容的な態度で相談を行う。
- いじめた児童に対しても、いじめ事案の背景を把握し、早期解決、再発防止のために、親身になって話し合いをし、家庭の理解を得られるよう努める。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー・相談機関・医療機関等との連携を図る。

<にこにこアンケートの活用>

- にこにこアンケートに記述があった場合は、必ず聞き取りを行い、子供の相談に対応をしていく。
- にこにこアンケートをもとに、相談した後も継続して経過観察を行い、支援をしていく。

5 いじめへの対応

- いじめに関わる情報、いじめにつながる行為が確認された場合は、早期に事実確認を行い、いじめ事案が確認された場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- いじめが確認された場合には、いじめ対策委員会を中心に、いじめを受けた児童の心のケア、いじめ事案の解決、再発防止に努める。
- いじめ対策委員会は、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、いじめを行った児童とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

- いじめ対策委員会は、いじめ事案の性質を考え、必要に応じて保護者や地域からの情報を収集したり、外部機関からの指導・助言等、適切な支援を求めたりする。
- 犯罪行為と認められるいじめが確認されたときは、警察署と連携してこれに対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- ① いじめにより、子供の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 子供が自殺を企画した場合
 - ・ 子供が身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 子供が金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 子供が精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめが原因で、子供が長期の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき（※欠席20日で、市教委に連絡。）
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子供や保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子供や保護者に適切に情報提供することとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もある。

※ 詳細は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」による

7 基本方針の見直し

毎年7月、11月に実施する学校評価アンケート及び、教職員が行う学校評価において年度毎に取組の評価をし、課題の解決とより良いいじめ防止の基本方針の改善と未然防止に向けた方策の見直しを行う。